

草津市人権教育基本方針

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日改定

はじめに

人権尊重の精神は、すべての人が互いに人間らしく生きていくための基盤となるものです。日本国憲法に「すべての国民の基本的人権は等しく保障されている」とうたわれているとおり、何人であっても人間としての尊厳が損なわれたり、人としての権利や自由が奪われることがあってはならず、人間が人間を差別することは決して許されません。

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育であり、自他の人権感覚を高め、同和問題をはじめ、障害者・女性・外国人・高齢者・子ども・さまざまな人権に関する問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権を尊重する実践的態度を育成しようとする教育です。

また、世界に目を向けると、国連で「人権教育のための世界プログラム」が採択され、多くの国や地域で、人権教育の取組が進められています。

草津市においては、これまで「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」を宣言し、「草津市人権擁護に関する条例」を制定するとともに、「人権擁護に関する基本方針」や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて、同和問題の解決を目指す同和教育を人権教育の主要な柱ととらえ、社会教育と学校教育が緊密な連携を図りながら、あらゆる機会や場を通して人権教育の推進に努めてきました。

これらの長年の取組により、市民の同和問題に関する正しい理解は徐々に進み、問題の解決も一定図られてきました。また、障害者や女性、高齢者、子どもなどの人権問題に対する市民の意識が高まり、人権教育の広がりや個別の問題に関する教育の実践も見られるようになってきました。

しかし、結婚差別や就職差別に見られる同和地区住民や障害者、外国人等を避ける意識が今も見られたり、いじめや児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、身近な生活の中にある問題に気づかなかつたり、さらには、問題の解決に向けて自主的に学ぼうとする意識が低いなど、人権問題が必ずしも自分自身のものになっていない現状があります。これらの解決には、さらなる努力が必要であることに加え、社会の変化や価値観の多様化にともない、新たな人権問題が生ずることも考えられ、このような状況にあって「同和教育の深まりから人権教育への広がり」という、これまでの人権教育の成果を踏まえながら、「人権文化の醸成」をキーワードに、一層の推進を図っていくものであります。

そのために、市民との協働のもとに就学前、学校、社会の場において草津市の人権教育を活性化し、一人ひとりが、お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる世の中の実現をめざす人権教育を積極的に展開していきます。とりわけ企業や行政等は、それぞれの立場で、その主体者として積極的に取り組みます。

1. 就学前における取組

就学前における人権教育のねらいは、人権問題についての正しい理解と認識を形成する基礎を培い、豊かな感性を育てることです。

そのため、幼稚園や保育所（園）においては、自然や動物とのふれあいを通して、自他のいのちの大切さを感じ取らせたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったりして、相手の思いや願いを知り、お互いを大切に思う気持ちを育てていきます。

なかでも、家庭においては、子どもがすべての“いのち”や、人権の大切さを認識し、基本的な生活習慣やルール、マナーを身につけたり、社会性を習得したりするなど、人格形成の基礎づくりの場として重要な役割を担っています。

今後、子育てに関わるさまざまな情報を発信したり、保護者への相談活動を充実したりするなど、豊かな親子関係を形成していくための子育て支援や幼稚園、保育所（園）と家庭との緊密な連携、小学校や地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図っていきます。

2. 学校における取組

学校における人権教育のねらいは、人権に関する知識理解と人権尊重の精神のはぐくみを基盤として、意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることです。

そのため、人権教育を教育活動の全領域に位置づけ、年間指導計画に基づき計画的・系統的な指導の充実に努めるとともに、児童・生徒を取り巻くさまざまな人権問題に対しても「いのち」と「人権」を大切にす観点からとらえ、その解決に努めてまいりました。

今後、これまでの取組を生かしながら、人と人がつながり、支え合い、すべての人権が尊重される社会の実現をめざし、発達の段階に応じた人権教育を以下の観点から、より積極的に推進します。

- ① すべての学校の教育活動において、人権教育に関する指導方法などの改善と充実に努め、児童・生徒の人権意識の育成に努めます。
- ② 人権学習の指導に当たっては、各学校で策定した人権教育推進計画に基づき児童・生徒の主体的な学習が展開されるよう、参加・体験的な学習の推進に努めます。また、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチを互いに関連させた学習活動に努めます。
- ③ 人権教育を推進するために新たな教材や各種資料の作成・整理に努めます。
- ④ 学校における教育活動全体を通じて児童・生徒の豊かな人権感覚が育まれるよう、教師の資質の向上と指導力の強化を目指す研修内容を整備し、各種研修会に生かします。
- ⑤ 人権教育を推進するため、さまざまな機会を通じて家庭および地域、関係機関などとの連携を一層深めます。

3. 社会における取組

社会における人権教育のねらいは、差別を許さない地域社会を形成していくため、一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識をもちながら、人権意識を高揚させ、人権を尊重する精神を日常生活に生かしていくことです。

そのため、市民一人ひとりが広い視野にたって互いの人権を認め合い、誰もが生きていることの幸せを実感できる社会の実現をめざし、人権センター、地域まちづくりセンター、隣保館等において次のような取組を進めます。

① 人権センター

人権センターでは、市民が自主的に人権問題の解決に取り組めるように、草津市同和教育推進協議会等と連携しながら、各種の学習会や研修会の充実、学習情報の提供など学習環境づくりを進める中で、人権問題を正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことができるような教育・啓発活動に重点をおいた取組を進めます。

② 地域まちづくりセンター

地域まちづくりセンターでは、学区・地区住民のまちづくりの活動拠点として、住民が主体となった人権問題の解決に向けた取組を行い、人権が尊重された協働のまちづくりを進めます。

③ 隣保館等

隣保館等では、市民全体に人権の大切さを発信するとともに、近隣地域住民との交流を図ります。また、子どもや地域住民の自立性、自主性を培い、地域の連帯意識の高揚を進めます。

4. 企業における取組

企業における人権教育のねらいは、企業の持つ社会的責任を明確にし、働く人たち一人ひとりの基本的人権が尊重され、差別のない、明るい職場づくりと公正な採用選考が確立されることです。

そのため、各企業内での研修等の充実、関係行政機関との連携・協力により、企業内人権教育の推進

を図ります。

また、草津市企業同和教育推進協議会の活性化と推進体制の整備を図り、人権問題の解決に向けての積極的な取組に努めます。

5. 行政等における取組

行政や教育関係機関の職員においては、自主的に自らの人権に関する感性を磨くことはもちろんのこと、全市民の思いや願いを視野に入れた幅広い人権問題に対する理解と認識を深め、さまざまな人権問題の解決に資する主体者としての責務を自覚し、常に行動できるよう、人権意識を高める研修をより充実させます。

また、人権教育に自主的に取り組むNPO等の民間の活動を支援するとともに、その他の関係機関とも連携・協力しながら、取組を進めます。